所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記２の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第１５号）第１７条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和８年１０月２９日

長野地方法務局上田支局　登記官　森　　謙

記

１　手続番号

第１００２－２０２５－０１４７号

第１００２－２０２５－０１４８号

第１００２－２０２５－０１４９号

第１００２－２０２５－０１５０号

２　表題部所有者不明土地に係る所在事項

上田市腰越字清水尻５１８番

上田市腰越字清水尻５２５番

上田市腰越字六反田１４８２番２

上田市腰越字六反田１４９９番